



2022年2月 VOL.62

子どもを主語にした学校づくりをめざして



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

わたしたちの日々の教育活動は、

「子どもの権利」を保障し、「人権を守る」ことが大切です。

日常を

「子どもを主語」に「子どもの権利条約の視点」で、

子どもたちにとってより良い教育活動となる手だてを考えてみましょう。

静岡県教職員組合立教育研究所
子どもの権利条約推進委員会

「のびのびと自分を表現するために」

子どもの権利条約推進委員会 所員 中野 奈央子（三島市立北上小学校）

1 テーマ設定の理由

小学校1年生の本学級には、様々な特性をもった子どもや家庭的な事情を抱えた子どもがいる。自分を表現することが極端に苦手な子、身体的な特徴により自分に自信のもてない子、学校に来ることがなかなかできずに休みがちの子、そして集団行動が苦手な子などである。

そこで、誰もがその子らしさを大切にして認め合い、のびのびと自分を表現するためにはどのような手だてが有効であるかを考え、実践したことを検証していきたいと考えた。

2 関連する権利条約

第13条 表現の自由 第23条 障がいのある子ども 第29条 教育の目的

3 実践の概要

(1) 学習面の手だてについて

① 表現方法の工夫

（絵や文、用紙の大きさ等の工夫、自由記述と選択肢の提示）

- ・生活科 → 文と絵の記述割合を選択できる用紙を利用する。
- ・図画工作科 → 画用紙の大きさを自分で選択できるようにする。
- ・各教科の意見記述 → 子どもたちの意見を板書した後で再度記入する時間を確保する

◇表現が苦手な子や自信のない子たちは、最初は選択することもなかなかできず最後まで白紙だったが、徐々に自分の考えに近いものを選択し、表現できるようになってきた。

② 指示の視覚化や環境整備

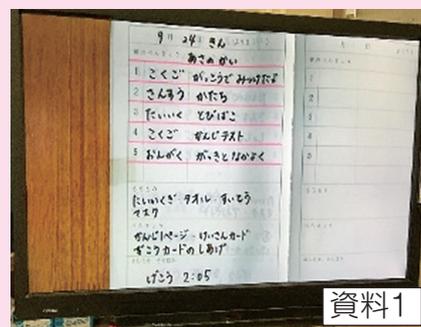
- ・板書は子どもたちのノートのマス目やプリントの形式に合わせる。
（電子黒板の活用）資料1
- ・活動内容や学習の流れの掲示（持ち帰りの荷物などはイラストで掲示）

◇タブレット端末を活用したリモート学習の工夫 資料2

- リモートで参加できる授業を増やす。（授業内容の工夫と電子機器の活用）
- 「アプリ」を活用したワークシートによる、遠隔地からのグループワーク参加

◇活動に混乱をきたすことなく参加することができていた。

◇登校に不安を感じている子も、自分が安心できる場所から学習に参加することができた。



(2) 生活面に関する手だてについて

エンカウンターや道徳の充実と認め合いの場の設定

- ・エンカウンター → 機会を見つけて定期的に行う。「無言絵画」「拍手リレー」など、勝ち負けにこだわらずに楽しんで行えるものを選択。
- ・道徳 → 「パラリンピック (I'M POSSIBLE)」「ネット社会の歩き方」等の題材を用いた実践。
- ・認め合い → 褒めるチャンスを見逃さず全体の前でたくさん褒める。
友だちのよさが他の子に伝わるよう具体的に褒める。
パニックを起こすことを「特別なこと」としてとらえない雰囲気づくりを行う。

◇安心感をもって生活したり、友達の良い所を認め、それを伝える力を育んだりすることができた。

今後は、マイナスに捉えがちなそれぞれの個性についても認め合える心を育てていくように、エンカウンターや道徳授業、日々の声掛けを工夫して、より自由に自己表現できる環境を作っていきたい。

自分も、相手も、大切にできる子どもの育成をめざして ～「勇気づけ」を通して～

子どもの権利条約推進委員会 所員 中田 遥菜（牧之原市立細江小学校）

【キーワード】 ・ 自分の考えを伝える ・ 課題解決 ・ 高学年としての自覚

1 テーマ設定の理由

本校は全校で406人、1学年2～3学級規模の学校である。比較的、友だちに対して優しく、困っている子がいると積極的に声をかけ手助けができるあたたかい雰囲気がある。外国につながる子どももたくさん在籍しており、多様な考えに触れる機会が多くあることが理由と考えられる。

一方で、「自分から SOS が出せずにいる子」「自信がないから譲ろう」等、自分の思いを出すことが苦手な子が一定数見られる。そこで、自分の考えを伝える場や方法を子どもたちに提供することで、自分たちで課題解決したという成功体験をさせていきたいと考えた。また、その結果や過程を価値づけることで子どもたちを勇気づけ、その積み重ねを通して、自分も相手も大切にできる子を育てていきたいと考えた。

2. 関連する権利条約

第 12 条 意見を表す権利

第 13 条 表現の自由

第 29 条 教育の目的

3. 本年度の実践経過

(1) 諸問題を解決するとりくみ

① ICT 教育、1人1台端末を活用する

・ 毎日の家庭学習で、インターネットやオンライン授業のツールを活用して、情報を得たり、自分が学習したことを友だちに発信したりする。

資料1

・ 端末の使い方について、教師が約束を決めるのではなく、みんなで考え、話し合う場を設定する。

資料2

◇子どもたちのこのような表れを価値づけることで、意見を表明することに対して前向きに捉える一つのきっかけになったと感じた。端末との付き合い方については、保護者と連携する必要があること等、今後も検討していきたい。



② 実行委員を立てる

・ 運動会、自然体験教室等様々な行事において、多くの子どもに自分の意見を発信したり問題を解決したりする場づくりや実行委員を立てる。

・ 実行委員選出の際には「経験者」と「挑戦者」に分け、それぞれの立場で力を発揮できるよう役割分担する。

◇諸問題に対して自分たちで解決していこうという思いがさらに強まり、解決する力がついてきた。

実行委員に立候補する児童も増え、解決できたという成功体験や今度は自分もやってみたいと思ったことが要因だと考える。今後の活動も積極的に自分たちで考えさせ、成功体験を多くの子にもたせていきたい。



資料2 学級会

資料3 実行委員が発信した自然体験教室の端末掲示板

(2) 総合的な学習の時間（かがやき学習）

- ・今年度の5年生は総合的な学習の時間で「農家さんを笑顔にしたい!」というテーマを設定し、農家やJA、地域のCSの方々と関わりながら、学習をすすめた。
- ・地域の方の畑をお借りして5月からトウモロコシやサツマイモを育てたり、規格外品の流通のさせ方を提案したりと、農家の方の思いや工夫について体験を通して学んだ。資料4

◇総合的な学習の時間では、「子どもたちのやりたい!」という思いに寄り添って単元を計画することを意識してきた。今後も様々な表現方法を活用しながら「自分達のやりたい!」「できた!」が形になる達成感や充実感を味わわせ、自分の考えや行動したことに自信をつけさせたい。

資料5



関連する子どもの権利条約 条文の要約

出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約カードブック」

第12条【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第23条【障がいのある子ども】

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第29条【教育の目的】

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

子どもの権利条約推進委員会 (2021年度)

共同研究者

畠垣 智恵（静岡大学准教授）

松尾由希子（静岡大学准教授）

共同研究者

金子 泰之（静岡大学講師）

所 員

菊地 遼一（静清教組）	袴田 和弘（浜松教組）	小澤 雅子（賀茂支部）	半澤 友代（田方支部）
掬川ふみ代（東豆支部）	中野奈央子（三島支部）	山口 秋沙（沼津支部）	森山 碧（駿東支部）
鈴木 彩夏（富士支部）	寺島 直子（志太支部）	中田 遥菜（榛原支部）	中嶋映理子（小笠支部）
山下 元子（磐周支部）	佐藤 萌（湖西支部）		



子どもを主語にした学校づくりをめざして

編集・発行／静岡県教職員組合立教育研究所「子どもの権利条約推進委員会」
〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番12号 静岡県教育会館
発行者／教育研究所運営委員長 赤池 浩章
発行日／2022年2月

静岡県教育事業団体連絡会

教育と生活をサポート

